

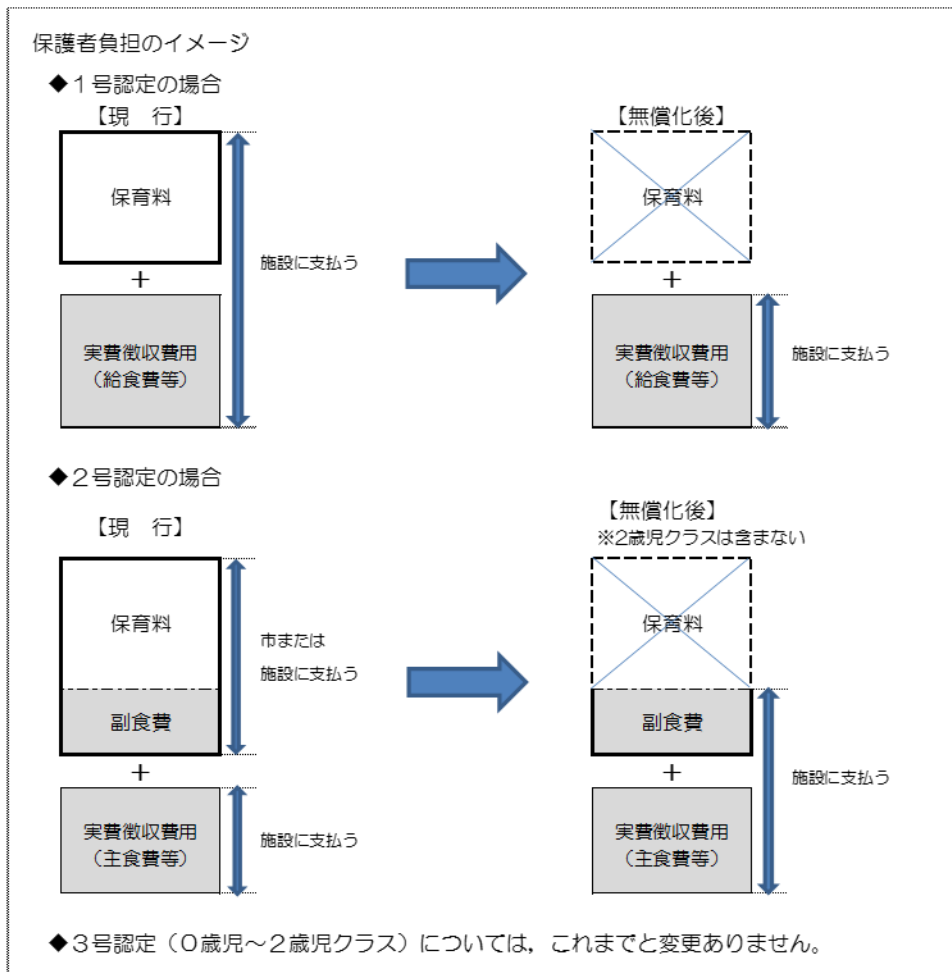
# 令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化がはじまります！

## 対象となるのは？

新制度幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育に入園している子どものうち、**3歳児(年少)～5歳児(年長)クラスのすべての子ども** 及び **住民税非課税世帯の0歳児～2歳児クラスの子ども** が無償化の対象となります。

## 無償化となるのは？

これまで石岡市 または 施設に支払っていた**保育料（利用料）が無償化**されます。  
ただし、**実費として徴収される費用（給食費、通園送迎費、行事費等）は無償化にはなりません。**



★2号認定（2歳児クラスは含まない）のおかず・おやつ等に相当する費用（副食費）は、これまで保育料の中に含まれていましたが、**10月からは、給食費（主食費+副食費）を施設に直接お支払いいただくこと**になります。（金額は、施設にご確認ください）

★**年収360万円未満相当世帯の子ども(※1)と全世帯の第3子以降の子ども(※2)**については、**副食費が免除**されます。

免除対象者には、今回お送りした「利用者負担額決定通知書」にその旨を記載してお知らせしています。

※1 「年収360万円世帯」はあくまで目安であり、免除の要否は「市民税所得割額」によって決定します。

※2 多子の算定基準は以下のとおりです

	1号認定	2・3号認定
年収360万円未満相当世帯	年齢にかかわらず被監護子どもの数（別居・別生計含む）	
年収360万円相当以上世帯	小学校3学年終了前（同一世帯内のみ）以下の子どもの数	小学校就学前（同一世帯内のみ）以下の子どもの数